

情報プラザの利用状況を踏まえた必要性の検証

対象受検機関：府民文化部府政情報室広報広聴課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																												
<p>1 府税事務所など府内10か所に設置している府民お問合せセンター情報プラザ（以下「情報プラザ」という。）は、パスポート、各種資格試験願書などの申請書や「府政だより」などの広報印刷物をラック配架により配布している。</p> <p>2 情報プラザの発祥は、昭和33年に市内府税事務所及び地方事務所に設置された府政案内室である。平成6年の機構改革により、府税事務所が「地域における府政に関する広報及び広聴並びに住民相談、その他住民サービスに関する事務」を所管することになり、府民情報プラザが設置される。平成21年には、税務室より府政情報室に業務移管され、「府民お問合せセンター情報プラザ」として業務委託により運営。平成25年2月に、情報プラザ業務の一部が変更され、常駐スタッフを廃止したことで、現在は広報業務に特化した形となっている。 平成25年2月に業務の一部変更を行ったことにより、運営費は平成23年度の約500万円から平成25年度は約3百万円に減少している。</p> <p>3 現在の情報プラザの運営は、配布物の集約や情報プラザへの送付、配布数のとりまとめ等の業務を民間業者に委託している。また、配布物の受領・ラックへの配架等の現地管理業務は、府税事務所の総合受付窓口業務（民間委託）の一部として行われている。</p> <p>4 情報プラザにおける平成25年度の主な配布実績は以下のとおりである。</p> <p>申請書</p> <table border="1" data-bbox="276 1224 1347 1572"> <thead> <tr> <th>申請書名</th> <th>配布件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年度 行政書士試験願書</td> <td>6,835件</td> </tr> <tr> <td>府営住宅【総合募集】</td> <td>4,675件</td> </tr> <tr> <td>パスポート【10年】</td> <td>4,275件</td> </tr> <tr> <td>パスポート【5年】</td> <td>3,129件</td> </tr> <tr> <td>平成25年度 宅地建物取引主任者資格試験案内申込書</td> <td>1,717件</td> </tr> <tr> <td>平成25年度 大阪府特定公共賃貸住宅あき家特別募集</td> <td>1,124件</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6,635件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>28,390件</td> </tr> </tbody> </table> <p>広報印刷物</p> <table border="1" data-bbox="276 1646 1347 1837"> <thead> <tr> <th>広報印刷物名</th> <th>配布件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>百舌鳥・古市古墳群ウォーキング・マップ</td> <td>2,524件</td> </tr> <tr> <td>旅券申請の市窓口の開設について</td> <td>1,724件</td> </tr> <tr> <td>KIX MAGAZINE</td> <td>1,497件</td> </tr> <tr> <td>府政だより</td> <td>1,378件</td> </tr> </tbody> </table>	申請書名	配布件数	平成25年度 行政書士試験願書	6,835件	府営住宅【総合募集】	4,675件	パスポート【10年】	4,275件	パスポート【5年】	3,129件	平成25年度 宅地建物取引主任者資格試験案内申込書	1,717件	平成25年度 大阪府特定公共賃貸住宅あき家特別募集	1,124件	その他	6,635件	合計	28,390件	広報印刷物名	配布件数	百舌鳥・古市古墳群ウォーキング・マップ	2,524件	旅券申請の市窓口の開設について	1,724件	KIX MAGAZINE	1,497件	府政だより	1,378件	<p>1 情報プラザにおける申請書配布実績は、漸減しており、平成25年度は平成21年度の半数以下である。</p> <p>2 平成25年2月に情報プラザの常駐スタッフを廃止し、広聴機能がなくなり、広報のみとなったことで、他の出先機関での広報印刷物の配架と区別する理由はなくなっている。</p> <p>3 府政情報室の説明では、効果的な広報を実施するため、広報一元化の方針のもと、各部局の広報情報を一元的に収集しているところであり、広報印刷物の配架についても集約・管理しているとのことである。しかしながら、一部の所属においては、府出先機関に対し、直接広報印刷物等を送付等している実態があり、これについては、府政情報室を通しておらず、運営費はかかっていない。</p>	<p>情報プラザにおける資料配布のあり方を見直し、広報一元化の方針のもと、他の府出先機関を通じた資料配布の充実や他の手段による効果的な配布など府民の利便性を高める効果的な配布方法を検討されたい。</p>
申請書名	配布件数																													
平成25年度 行政書士試験願書	6,835件																													
府営住宅【総合募集】	4,675件																													
パスポート【10年】	4,275件																													
パスポート【5年】	3,129件																													
平成25年度 宅地建物取引主任者資格試験案内申込書	1,717件																													
平成25年度 大阪府特定公共賃貸住宅あき家特別募集	1,124件																													
その他	6,635件																													
合計	28,390件																													
広報印刷物名	配布件数																													
百舌鳥・古市古墳群ウォーキング・マップ	2,524件																													
旅券申請の市窓口の開設について	1,724件																													
KIX MAGAZINE	1,497件																													
府政だより	1,378件																													

その他	13,680件			
合計	20,803件			
5 情報プラザにおける申請書配布実績の推移は下記の表の通りである。				
平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
56,898件	53,660件	51,004件	40,201件	28,390件
6 大阪府は、コンビニやスーパーと協定を結び、無償で府の広報印刷物を配布している。ただし、相手方の意向もあり、府民にとって身近な情報（イベント系等）のチラシが中心で、きめ細かな配架や補充などは要請できず、配布できる印刷物は限られる。また、申請書はコンビニ等では配布されていない。				
7 各部局においては、公的機関等と直接交渉し、申請書や広報印刷物を設置しているものもある。（例：府出先機関や市役所など）				
措置の内容				
<p>○ 情報プラザにおける資料配布のあり方については、各部局と調整の上、広報優先度が高い物の中から選定された広報印刷物を配架することとしてきたが、これに加え、昨今における情報端末機器等の普及に伴う電子申請の増加及び情報ネットワークを利用した各種行政情報の取得の進展といった状況を踏まえ、府営住宅入居申込書や各種資格試験願書などの申請書関係等で電子化されていないもの、またデジタルデバインド解消の観点から府民ニーズの高いものを優先し配架することとした。</p> <p>○ 他の府出先機関を通じた資料配布の充実や他の手段の検討について、広報一元化の方針のもと、府出先機関だけでなく市町村に対しても情報プラザと同様の配架・在庫管理ができないか、その実現性や各機関等における広報物等の配架実態についてアンケート調査を実施したところ、府出先機関では当該部局の属性に特化した広報物が優先され、広く一般府民に広報する場所としては馴染みにくいということに加え、現状の組織体制では情報プラザと同様の配架・在庫管理を行うことは困難との結果となった。</p> <p>また、市町村からの回答では、府の広報については、「情報プラザや出先機関が主体的に行うべきである」という意見が多く、市町村はあくまでも補助的な立場であるとの姿勢であり、情報プラザと同様の配架・在庫管理は望めないとの結果となった。</p> <p>○ 上記、配架物の精査とアンケート結果に基づき、改めて府民の利便性を高める効果的な配布方法について検討したところ、現在情報プラザが設置されている府内10か所（大阪市内3カ所、豊能地域から泉南地域までの各地域ごとに7か所）の府税事務所は府出先機関の中でも比較的幅広い層の府民が訪れる場所であることから、利便性は満たしているものとする。</p> <p>しかし、各部局が希望する広報物全てを情報プラザで配架することは不可能なため、現状における府出先機関での配架の実情（当該部局の属性に特化した広報物を配架）を勘案すると情報プラザの配架を補完する一定の役割がある。</p> <p>以上のことから、府政情報室が管理・運営する情報プラザにおける配架を中心とし、府出先機関や市町村における補完的機能を活用した現行の仕組みを踏襲しつつ、今後も府民の利便性やニーズに対応した広報印刷物の配布を継続して実施していくこととした。</p>				

大阪府立金剛コロニーの民営化方針の再検証

対象受検機関：障がい福祉室生活基盤推進課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																				
<p>1 大阪府立金剛コロニーの民営化 大阪府立金剛コロニー（以下「金剛コロニー」という。）は、知的障がい者入所更生施設、知的障がい児施設及び知的障がい者授産施設として、昭和44年に大阪府の指定出資法人として設立された社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団（以下「事業団」という。）により、公立民営の形態で運営されてきた。 平成18年度からは、非公募により事業団を指定管理者に指定し、金剛コロニーの運営を委託している（平成28年度までは、事業団が管理運営する予定）。 平成19年1月に策定した「府立知的障害者（児）大規模入所施設〔砂川厚生福祉センター、金剛コロニー〕の再編について～障害者自立支援法を踏まえた府立施設の再編整備方針（案）～（以下「再編整備方針（案）」という。）」では、金剛コロニーについて、 ア) 利用者の地域生活への移行、イ) 地域移行・地域支援の拠点を整備、知的障がい者更生施設等の順次廃止、ウ) 利用者の状態に合った施設種別への転換、エ) 障がい児施設のあり方を検討、オ) 施設の民営化の方針 が示され、「金剛コロニーの再編として今後整備する施設については、現在、金剛コロニーの指定管理者として施設運営を行っている事業団が設置運営する。」としている。 また、「大阪府財政構造改革プラン（案）」（平成22年10月）では、金剛コロニーについて、「地域生活の移行の受け皿となる拠点施設の整備などの再編整備をすすめ、平成29年度の民営化をめざす」としている。</p> <p>2 事業団の自立化 「財政再建プログラム（案）」（平成20年6月）では、事業団について、「府の財政的・人的関与を最小限に抑制し、自立化を促す法人」としており、この方針を受け、事業団は、平成29年度から大阪府の委託料収入がなくても収支が均衡し自立化する「事業団改革中期計画」を策定している。</p> <p>3 今後の対応方針について (1) 金剛コロニーの民営化に向けて、大阪府は事業団と連携し、利用者の地域移行を進めてきた。</p> <table border="1" data-bbox="216 1373 1302 1455"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域移行実績</td> <td>63人</td> <td>52人</td> <td>37人</td> <td>42人</td> <td>43人</td> <td>34人</td> <td>26人</td> <td>32人</td> <td>329人</td> </tr> </tbody> </table>		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計	地域移行実績	63人	52人	37人	42人	43人	34人	26人	32人	329人	<p>1 地域移行困難者については、事業団施設を金剛コロニー内に整備する予定だが、現行の障がい者支援制度では、適切な支援が困難なことが明らかになってきており、大阪府の補助を想定した運営体制を検討している。</p> <p>2 金剛コロニー内での整備を検討している障がい児施設については、入所定員、運営形態等、整備の在り方が定まっていない。</p>	<p>大阪府は金剛コロニーについて、平成29年度の民営化をめざしてきたが、金剛コロニー内に地域移行等困難者のための施設整備を行い、大阪府の補助を想定した運営体制を検討しており、こうした状況を踏まえれば、大阪府が当初めざしていた金剛コロニーの民営化のあり方については、再検証が必要であり、障がい児施設の整備のあり方も含めた検討を早急に行い、その結果を明らかにされたい。</p>
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計													
地域移行実績	63人	52人	37人	42人	43人	34人	26人	32人	329人													

(2) 利用者数は平成18年度の791人（成人697人、児童94人）から、平成26年6月1日時点で280人（成人214人、児童66人）となっており、現利用者の今後の処遇方針は以下のとおりである。

利用者	処遇方針	成人	障がい児	合計	
地域移行対象者	事業団整備グループホームへ移行	53人	11人	64人	
	他法人整備グループホームへ移行	1人	7人	8人	
施設対象者	(1) 当面地域移行等移行困難者	事業団立施設（3棟）へ入所	153人	19人	172人
	(2) 強度行動障がい者及び社会関係障がい者	民間施設へ入所	4人	1人	5人
		府立砂川厚生福祉センターへ入所	3人	9人	12人
(3) 障がい児	府立障がい児施設へ入所	-	19人	19人	
合計		214人	66人	280人	

(3) 当面地域移行等移行困難者への対応

重度の知的障がいや当面地域生活への移行が困難な利用者については、新たに事業団立入所施設3棟（平成28年1月開所予定1棟、平成29年4月開所予定2棟、定員3棟合計180人）を金剛コロニー内に整備し、支援することとしている。

障がいの重度化・重複化や高齢化している利用者については、きめ細かな介護や適切な医療ケアを提供できる体制が必要であることなどから、現行の障がい者支援の制度では適切な支援が困難である場合が想定され、金剛コロニーの民営化以降の施設運営について検討している。なお、人員配置体制加算等の補助により適正な施設運営が可能となる制度設計を国へ要望している。

(4) 強度行動障がい者及び社会関係障がい者への対応

従来、主として大阪府立砂川厚生福祉センターにおいて処遇してきたが、民間施設での受入体制整備の支援（砂川厚生福祉センター職員による民間施設職員への研修機能強化）を行うことにより、民間施設への入所を促進する方針である。

(5) 障がい児施設の運営

障がい児施設については、現施設が老朽化しているため、金剛コロニー内での整備を検討している。

現障がい児児童施設からの移行予定児童19人（平成28年度末時点で18歳以下の児童）に加え、府内からの新たな受入れを予定しており、入所定員についても検討しているところである。

措置の内容

当初の計画時からの状況の変化を踏まえ、必要に応じて民営化のあり方を再検証した上で、再編整備計画に基づく障がい者施設としての金剛コロニーの民営化は平成28年度末で完了し、平成29年度からは府立知的障がい児施設「こんごう福祉センター」を運営している。

なお、民営化後においても、事業団の自立・安定的な運営体制に向けて、障がい者支援区分の見直しによる収入増や新たな収入確保策及び新施設における支援体制のあり方や大規模施設解消に伴うインフラの見直しによる支出の抑制などについて、必要に応じて、事業団及び関係部局等と協議・調整を図っていく。

また、障がい児施設の整備のあり方に関しては、引き続き府立施設として運営しているが、老朽化していることから敷地内で改築することとし、平成30年度には基本計画を策定する予定である。

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																									
<p>1 運営費交付金について 大阪府は、地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所(以下「研究所」という。)に対し、地方独立行政法人法(以下「法」という。)第42条の規定に基づき、運営費交付金として、標準運営費交付金(維持管理運営費、機器整備費、人件費及び法人化による新規経費等)及び特定運営費交付金(大規模改修経費及び退職手当)を支出している。</p> <p>【運営費交付金の支出計画(第1期中期計画期間)】 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="240 747 1151 1094"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>標準運営費交付金</th> <th>特定運営費交付金 (大規模改修)</th> <th>特定運営費交付金 (退職手当)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H24</td> <td>1,774</td> <td>90</td> <td>57</td> <td>1,921</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>1,774</td> <td>330</td> <td>143</td> <td>2,247</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>1,774</td> <td>210</td> <td>29</td> <td>2,013</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>1,774</td> <td>170</td> <td>86</td> <td>2,030</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 利益処分の状況 法第40条第1項により、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、「積立金」として整理するものとされている。 また、法第40条第3項及び第5項の規定により、あらかじめ評価委員会の意見を聴き、大阪府知事の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る中期計画で定める剰余金の使途に充てることのできるものとされている(目的積立金)。 研究所は、平成24年度においては積立金115百万円、目的積立金163百万円(合計278百万円)、平成25年度においては積立金106百万円、目的積立金169百万円(合計276百万円)を計上している。</p>	年度	標準運営費交付金	特定運営費交付金 (大規模改修)	特定運営費交付金 (退職手当)	合計	H24	1,774	90	57	1,921	25	1,774	330	143	2,247	26	1,774	210	29	2,013	27	1,774	170	86	2,030	<p>1 運営費交付金の算定方法について、標準運営費交付金の積算内訳のうち人件費は、第1期中期計画に定める人事計画(156名)を基礎として算定されており、実人員相当数(平成24年度:147名、平成25年度:144名)との間に差が生じているため、決算では剰余金(平成24年度:111百万円、平成25年度:145百万円)が生じている。 また、研究所で一括して運営費交付金を算定しており、業務ごとの予算の積算が行われていない。 さらに、業務効率化の目標が織り込まれていない。</p> <p>2 地方独立行政法人会計基準では、「当該事業年度における利益のうち地方独立行政法人の経営努力により生じたとされる額」について、目的積立金(地方独立行政法人法第40条第3項・第5項)としての計上を認めている。 しかし、研究所は自己収入に係る剰余金(平成24年度:52百万円、平成25年度:24百万円)及び人件費に係る運営費交付金の剰余金(平成24年度:111百万円、平成25年度:145百万円)を経営努力によるものと認定を受け、目的積立金として計上している。</p> <p>3 「地方独立行政法人会計基準」においては、プロジェクトの実施など運営費交付金との対応関係が明らかなものは、「業務達成基準」を採用可能とされているが、研究所においては、「期間進行基準」を採用可能とされている管理部門だけでなく、研究部門についても「期間進行基準」を採用している。</p>	<p>大阪府は、研究所に対して自主的な経営努力及び一層の業務の効率化を促すため、運営費交付金の算定方法や経営努力の認定方法、運営費交付金の収益化基準の妥当性について、検証を行われたい。</p>
年度	標準運営費交付金	特定運営費交付金 (大規模改修)	特定運営費交付金 (退職手当)	合計																							
H24	1,774	90	57	1,921																							
25	1,774	330	143	2,247																							
26	1,774	210	29	2,013																							
27	1,774	170	86	2,030																							

(単位：百万円)

	H24年度	H25年度
当期純利益	278	259
当期総利益	278	276
積立金 (地独法第40条第1項)	115	106
目的積立金 (地独法第40条第3項)	163	169

【地方独立行政法人会計基準及び注解（平成24年3月30日 総務省告示第140号改訂）】

＜参考＞ 経営努力認定の考え方について

- 1 利益の処分に関する書類における「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前にあっては「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」）は、当該事業年度における利益のうち地方独立行政法人の経営努力により生じたとされる額である。
- 2 上記1の額の処分先としては、地方独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、設立団体の長の承認を得て中期計画で定められることとなるが、地方独立行政法人の公共性等の性質により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというのではなく、合理的な使途でなければならない。
- 3 「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」が、地方独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、地方独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。
- 4 具体的には、以下の考え方によるものとする。
 - (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（「第24行政サービス実施コスト」に定める、業務費用から控除すべき収入をいう。）から生じた利益であって、当該利益が当該地方独立行政法人の経営努力によるものであること
 - (2) 費用が減少したことによって生じた利益であって、当該利益が地方独立行政法人の経営努力によるものであること（中期計画等の記載内容に照らして本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合を除く。）
 - (3) その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した利益であること

【地方独立行政法人会計基準第1章11節第79（注55）】

(1) 業務達成基準

年度計画等において、一定の業務等と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合には、当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務の収益化を進行させることができる。

(例) 一定のプロジェクトの実施（未了のプロジェクトについて投入費用に対応して業務の達成度を測定する方法を含む）や退職一時金の支払いについて、交付金財源との対応関係が明らかにされている場合等がこれに該当する。

(2) 期間進行基準

上記の場合において、業務の実施と運営費交付金財源とが期間的に対応している場合には、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務を収益化することができる。

(例) 管理部門の活動等がこれに対応する。

(3) 費用進行基準

(1)、(2)のような業務と交付金との対応関係が示されていない場合には、運営費交付金債務は業務のための支出を限度として収益化するものとする。

当該収益化の考え方を採用した理由を〈注51〉「重要な会計方針の開示について」第2項(1)「運営費交付金収益の計上基準」に注記しなければならない。

措置の内容

研究所の自主的な経営努力及び一層の業務の効率化を促すため、次のとおり検証及び必要な改善を行った。

- (1) 標準運営費交付金の算定については、研究所の更なる経営努力及び業務の効率化を促すため、平成28年度に業務運営に必要な人員数の精査及び人件費単価の見直しを行った。また、業務ごとの積算については内容を精査し、37項目をさらに84項目(業務)に細分化した。

- (2) 経営努力の認定方法については、地方独立行政法人法第40条第5項に基づき評価委員会の意見を聴いた上で知事が承認を行っている。評価委員会では、数値目標の達成状況や個別評価だけでなく、具体的な成果事例等も加味した上で総合的に評価を行っていることから、引き続き評価委員会の意見を聴いた上で経営努力の認定をすることとした。
- (3) 収益化基準については、標準運営費交付金は、毎年度標準的に発生が見込まれる経費に対し交付していることから、期間進行基準を採用することとした。業務達成基準の採用に関しては、標準運営費交付金が一定のプロジェクト等と対応関係が明らかでないため、業務の進捗を図る客観的な基準を定めることや、業務の達成度を把握することが困難であることから現状の期間進行基準を引き続き採用することとした。

今後も、府は研究所に対し、質の高いサービスの提供及び業務の効率化を促すこととする。